

○国勢調査施行規則（昭和五十五年総理府令第二十一号）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式）</p> <p>第三条 令第七条第三項の総務省令で定める国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、それぞれ別記様式第二号又は別記様式第三号とする。</p> <p>（調査を行う期間）</p> <p>第四条 令第九条第一項の総務省令で定める期間は、国勢調査を実施する年（以下「実施年」という。）の九月二十三日から翌月二十四日までとする。</p> <p>（未調査等の場合の届出の期限）</p> <p>第五条 令第十一条第一項の総務省令で定める期限は、実施年の十月二十五日とする。</p> <p>（未調査の場合の調査を行う期限）</p> <p>第六条 令第十一条第二項の総務省令で定める期限は、実施年の十月二十六日とする。</p>	<p>（国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式）</p> <p>第三条 令第八条第三項の総務省令で定める国勢調査指導員証及び国勢調査員証の様式は、それぞれ別記様式第二号又は別記様式第三号とする。</p> <p>（調査を行う期間）</p> <p>第四条 令第九条第一項の総務省令で定める期間は、国勢調査を実施する年（以下「実施年」という。）の九月二十三日から翌月十五日までとする。</p> <p>（未調査等の場合の届出の期限）</p> <p>第五条 令第十一条第一項の総務省令で定める期限は、実施年の十月十八日とする。</p> <p>（未調査の場合の調査を行う期限）</p> <p>第六条 令第十一条第二項の総務省令で定める期限は、実施年の十月十九日とする。</p>

○国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和五十九年総理府令第二十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（調査区の設定の基準）</p> <p>第一条 国勢調査令（以下「令」という。）<u>第八条第一項</u>の規定による調査区の設定は、市町村の区域を一般調査区、特別調査区又は水面調査区のいずれかに区分して行うものとする。</p> <p>2 3 4 略</p> <p>（調査区の修正の事由）</p> <p>第三条 令<u>第八条第二項</u>の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 略</p> <p>（調査区地図等の作成及び提出）</p> <p>第四条 市町村長は、令<u>第八条第一項</u>の規定により調査区を設定したときは、調査区地図、調査区一覧表その他の調査区関係書類を作成し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定は、令<u>第八条第二項</u>の規定により調査区を修正した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「その定める期限までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。</p>	<p>（調査区の設定の基準）</p> <p>第一条 国勢調査令（以下「令」という。）<u>第八条の二</u>第一項の規定による調査区の設定は、市町村の区域を一般調査区、特別調査区又は水面調査区のいずれかに区分して行うものとする。</p> <p>2 3 4 略</p> <p>（調査区の修正の事由）</p> <p>第三条 令<u>第八条の二第二項</u>の総務省令で定める事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 略</p> <p>（調査区地図等の作成及び提出）</p> <p>第四条 市町村長は、令<u>第八条の二第一項</u>の規定により調査区を設定したときは、調査区地図、調査区一覧表その他の調査区関係書類を作成し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前二項の規定は、令<u>第八条の二第二項</u>の規定により調査区を修正した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「その定める期限までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。</p>

